

令和6年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
(参考資料・訪問系)

目 次

- 1 たんの吸引等に関する事業者登録について P 1～P 19
- 2 同行援護従業者養成研修カリキュラム等に関する告示の
改正について P 20～P 33

障害福祉課 障害施設係



たんの吸引等に関する特定行為事業者の登録について

たんの吸引等に関する事業者登録について

平成24年4月1日から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、「登録特定行為事業者」として県に登録した事業所・施設において一定の研修を受けた介護職員等で「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者に対して、喀痰吸引等の行為（特定行為）の業務に就くことができることになりました。

なお、平成28年度（平成29年1月）以降の介護福祉士国家試験合格者又は基本研修ないし医療的ケアを修了している介護福祉士の場合に喀痰吸引等事業者」として県の登録を受けることにより、自施設等で実地研修を修了させたのち、喀痰吸引等の行為に従事させることになりました。この場合、当該介護福祉士は、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要はありません。

○たんの吸引等に係る事業者の区分

「登録特定行為事業者」＝認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者にたんの吸引等（特定行為）の業務に従事させる事業者

「登録喀痰吸引等事業者」＝介護福祉士に実地研修を行うとともに、実地研修を修了した介護福祉士にたんの喀痰吸引等（喀痰吸引等）の業務に従事させる事業者

[PDF 喀痰吸引制度の概要について（PDF：598KB）](#)

[PDF 喀痰吸引等研修実施要綱（PDF：28KB）](#)（厚生労働省通知）

[PDF 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（PDF：364KB）](#)

[PDF 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（社援発1111第1号平成23年11月11日）（PDF：363KB）](#)

[厚生労働省の喀痰吸引等制度に関するホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

「登録特定行為事業者」の登録について

上記のとおり、医療行為であるたんの吸引等の行為を実施するためには、従業者が認定特定行為業務従事者認定証を持っているだけで事業所・施設ごとに「登録特定行為事業者」として、県の登録を受ける必要があります。

なお、登録に際しては、各登録毎に手数料の納付が必要です。○申請手数料：2,400円（県収入証紙で納付）

[一太郎 喀痰吸引等業務（不特定多数の者対象）登録申請等実施要綱（JTD：46KB）](#)

[PDF 喀痰吸引等（特定行為）に係る登録申請手続きの手引き（PDF：248KB）](#)

提出書類

(1) 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」

[Word 第1号様式（WORD：48KB）](#) [PDF 第1号様式（PDF：134KB）](#)

(2) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書、申請者が個人である場合は、その住民票の写し（マイナンのないもの）

(3) 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」

[Excel 第1号様式の2（EXCEL：38KB）](#) [PDF 第1号様式の2（PDF：62KB）](#)

（認定特定行為業務従事者認定証の所持者及び介護職として従事する看護師等を記載）

(4) (3) の名簿に登載した者の認定特定行為業務従事者認定証等の写し

(5) 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」

[Word 第1号様式の3（WORD：38KB）](#) [PDF 第1号様式の3（PDF：88KB）](#)

(6) 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」

[Word 第1号様式の4（WORD：56KB）](#) [PDF 第1号様式の4（PDF：132KB）](#)

(7) (6) の書類に関し登録要件に該当することを証明する書類

(7-1)業務方法書 <参考例あり>

(7-2)業務方法書に定めてある様式類（同意書・指示書など） <参考例あり>

(7-3)業務方法書に定めてあるマニュアル類（緊急時対応マニュアル，感染症対応マニュアル，手技マニュアルなど）

(7-4)その他登録要件に該当することを証明する書類

(8)適合書類チェックリスト

[Excel 適合書類チェックリスト（EXCEL：32KB）](#)

(9)登録特定行為事業者登録申請書類一覧（チェック表）

[Excel 事業者チェック表（EXCEL：30KB）](#) [PDF 事業者チェック表（PDF：67KB）](#)

提出時期

事業開始予定の1ヶ月前までに提出してください。

留意事項

申請には「認定特定行為業務従事者名簿」（第1号様式の2）が必要ですので、まずは「認定特定行為業務従事者」に係る申請等を行って、

登録手数料

申請書名称	貼付する手数料
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書	2,400円

鹿児島県収入証紙は、販売所が指定されていますので、「[鹿児島県収入証紙販売所](#)」でご確認いただき、購入してください。

登録事項の更新及び変更について

特定行為事業者として登録した内容等を変更する場合は、次の「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）及び認定特定行為業務従事者変更届出事項等整理表」に従って届け出を行ってください。

[PDF 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）及び認定特定行為業務従事者に係る変更届出事項等整理表（PDF：48KB）](#)

登録特定行為事業者変更等関係様式

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（第3号様式）

[Word 第3号様式（WORD：45KB）](#) [PDF 第3号様式（PDF：106KB）](#)

登録特定行為事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式の2）

[Word 第3号様式の2（WORD：49KB）](#) [PDF 第3号様式の2（PDF：114KB）](#)

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞届出書（第3号様式の3）

[Word 第3号様式の3（WORD：44KB）](#) [PDF 第3号様式の3（PDF：102KB）](#)

<参考> 特定行為事業者登録に係る参考様式例

業務方法書（参考例1-1）<特定行為事業者用>

[Word 参考例1-1（WORD：70KB）](#) [PDF 参考例1-1（PDF：159KB）](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書（参考様式3）

[Word 参考様式3（WORD：36KB）](#)（WORD：36KB） [PDF 参考様式3（PDF：99KB）](#)

介護職員等喀痰吸引等指示書（参考様式4）

[Word 参考様式4（WORD：48KB）](#)（WORD：47KB） [PDF 参考様式4（PDF：119KB）](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書（参考様式5）

[Word 参考様式5（WORD：58KB）](#)（WORD：58KB） [PDF 参考様式5（PDF：102KB）](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書（参考様式6）

[Word 参考様式6 \(\(WORD : 57KB\) WORD : 57KB\)](#) [PDF 参考様式6 \(PDF : 116KB\)](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書（参考様式7）

[Word 参考様式7 \(WORD : 67KB\) \(WORD : 67KB\)](#) [PDF 参考様式7 \(PDF : 201KB\)](#)

提出・問い合わせ先

（高齢者・介護保険施設）

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

（障害者施設）

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県保健福祉部障害福祉課療養支援係

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室
電話番号：099-286-2687



鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
代表電話番号：099-286-2111

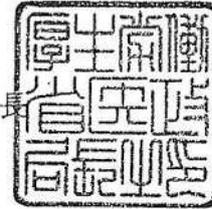
(別添)



医政発第 0726005 号
平成 17 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の
解釈について (通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
- ④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること
※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告すべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

←厚生労働省老健局 振興課、老人保健課、高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

ストーマ装具の交換について

計4枚（本紙を除く）

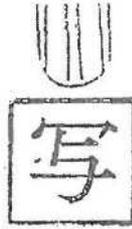
Vol.220

平成23年7月14日

厚生労働省老健局振興課、老人保健課、高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいいたします。 】

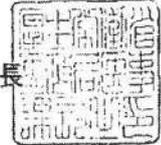
連絡先 TEL：03-5253-1111(法令係・内線3915)
FAX：03-3503-2740



医政医発0705第3号
平成23年7月5日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



ストーマ装具の交換について

平成23年6月5日付けで公益社団法人日本オストミー協会より別添1をもって照会のあった件について、別添2のとおり回答しております。

貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

共通資料3-43



平成23年6月5日

厚生労働省医事局医事課
村田 善則課長様公益社団法人 日本オストミー協会
会長 高石 道明

ストーマ装具の交換について（照会）

平成17年7月26日付けの厚生労働省医政局長通知（以下「局長通知」という。）によれば、医師法第17条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を反復継続する意思をもって行うことであると解されており、ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に依じて個別具体的に判断する必要があるとされている。

肌に接着したストーマ装具（※）の交換については、局長通知において、原則として医行為ではないと考えられる行為として明示されていないため、介護現場では「医行為」に該当するものと考えられている。しかしながら、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具については、ストーマ及びその周辺の状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合には、その剥離による障害等のおそれは極めて低いことから、当該ストーマ装具の交換は原則として医行為には該当しないものとするが如何。

※ 上記の「ストーマ装具」には、面板にストーマ袋をはめ込んで使用するもの（いわゆるツーピースタイプ）と、ストーマ袋と面板が一体になっているもの（いわゆるワンピースタイプ）の双方を含むものである。



医政医発0705第2号
平成23年7月5日

公益社団法人日本オストミー協会
会長 高石 道明 殿

厚生労働省医政局医事課長



ストーマ装具の交換について（回答）

平成23年6月5日付けの文書をもって照会のあった標記の件について、貴見のとおりと思料します。

なお、実施に当たっては、「医師法第十七条、歯科医師法第十七条及び保健師助産師看護師法第三十一条の解釈について」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）の注2から注5までを踏まえ、医師又は看護職員と密接な連携を図るべきものと思料します。

(参考)

○医師法第十七条、歯科医師法第十七条及び保健師助産師看護師法第三十一条の解釈について(抄)

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告すべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

介護職員等による嗜痰吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改訂命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録

(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

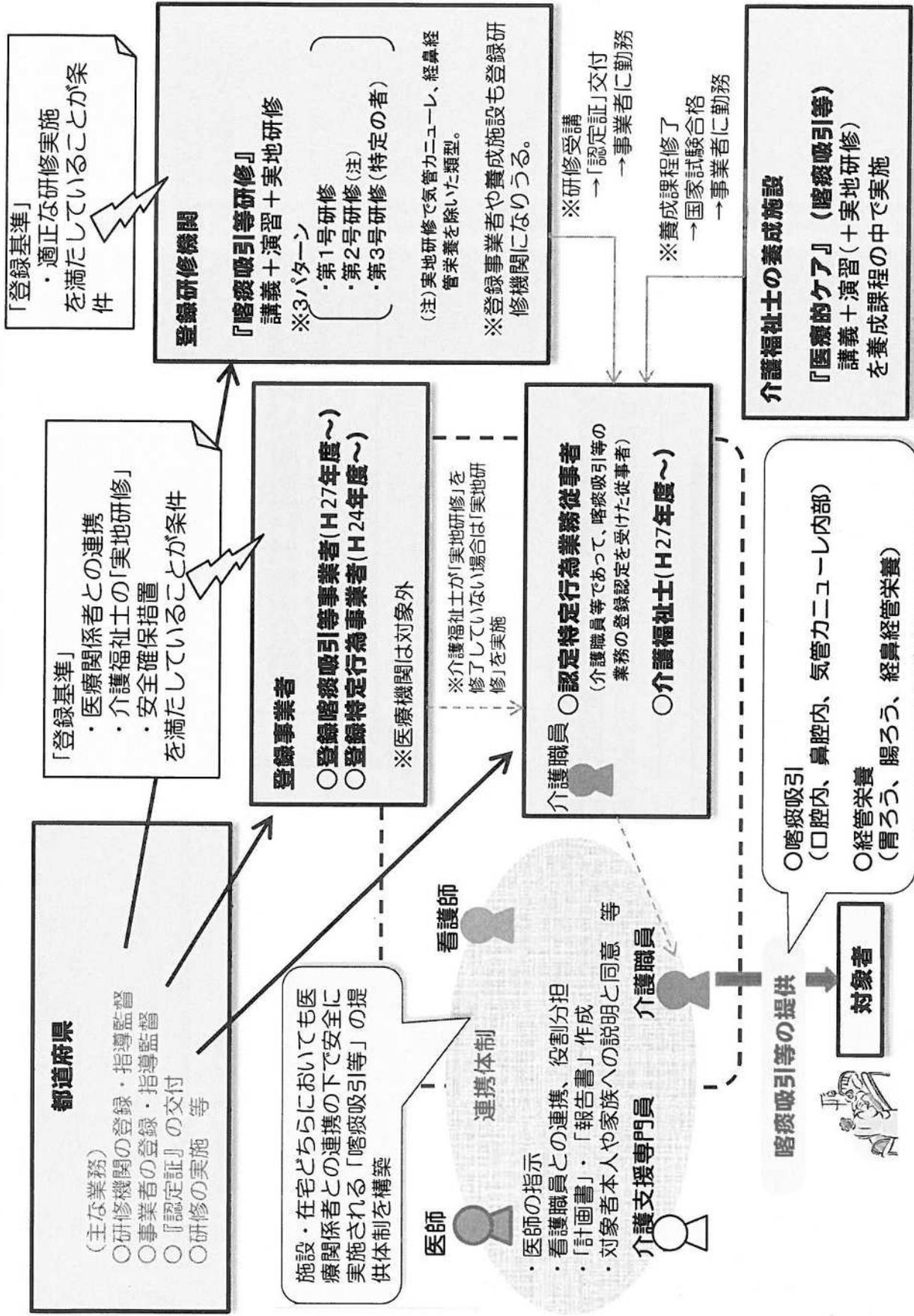
実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置
共通資料3-47

喀痰吸引等制度の全体像〔概要〕



今回の法改正で実施可能となった医行為の範囲

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）

【法：第2条第2項】

- 法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。
- 一 口腔内の喀痰吸引
 - 二 鼻腔内の喀痰吸引
 - 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
 - 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - 五 経鼻経管栄養

【省令：第1条】

【施行通知：第2-1（喀痰吸引等の範囲）】

- 同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、**咽喉の手前までを限度とすること。**
- 同条第4号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、**胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと**の確認を、**同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。**

実質的違法性阻却論について

○医師法等の医療の資格に関する法律は、免許を持たない者が医行為を行うことを禁止。

*医師法第17条：医師でなければ医業をなしてはならない。

○たんの吸引及び経管栄養は、原則として医行為（医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）であると整理。

《参考》

～実質的違法性阻却論とは～

○ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。

○形式的に法律に定められている違法性阻却事由を超えて、条文の直接の根拠なしに実質的違法性阻却を認める。

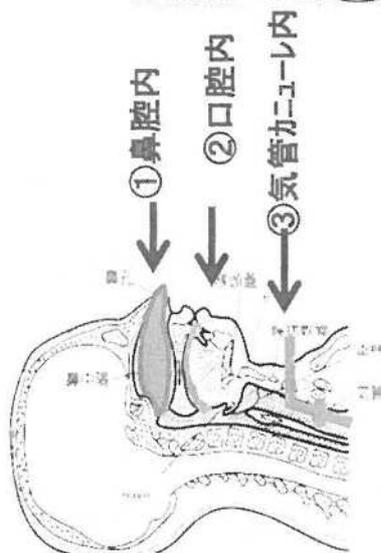
○具体的には、生じた法益侵害を上回るだけの利益を当該行為が担っているか否かを判別する作業を行う。

※「当該行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ、それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否か」（最判昭50・8・27 刑集29・7・442他）

(参考) 実質的違法性阻却における取扱い

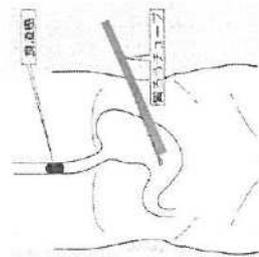
- たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能

たんの吸引

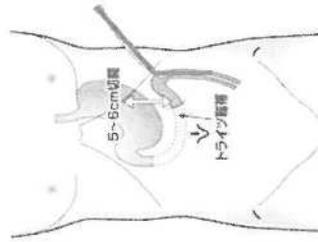


経管栄養

④ 胃ろう



⑤ 腸ろう(空腸ろう)



⑥ 経鼻経管栄養



- 例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施を容認 (実質的違法性阻却論)

- ◆ 在宅の患者・障害者…①②③
- ◆ 特別支援学校の児童生徒…①②+④⑤⑥
- ◆ 特別養護老人ホームの利用者…②+④

※ ①～⑥のそれぞれの行為の中に、部分的にヘルパー等が行えない行為がある。
(例：特養での胃ろうにおけるチューブ等の接続と注入開始は×)

(参考) 実質的違法性阻却の範囲の比較

※対象範囲、要件等が、対象者や提供場所によって、異なっている。

		在宅(療養患者・障害者)	特別支援学校(児童生徒)	特別養護老人ホーム(高齢者)
対象範囲	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
	鼻腔	○	○	×
	気管・チューレ内部	○	×	×
	胃ろう	×	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護師)
	腸ろう	×	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	×
要件等	経鼻	×	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	×
	①本人との同意	・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意) ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない	・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意	・入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による確かな医学的管理	・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護	・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備	・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保	・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認	・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備
④施設・地域の体制整備	・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保	・校長の統括の下、関係者からなる校内委員会 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施等	・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施等	

事務連絡
令和5年10月16日

障害保健福祉主管部（局）
各 都道府県 御中
児童福祉主管部（局）

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

同行援護従業者養成研修カリキュラム等に関する告示の改正について

本日、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正されたところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

記

1 改正の概要（参考資料：別添1、2）

同行援護の事業を行う事業所に置くべき従業者の要件として、同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたことが定められているところ、当該従業者の要件に係る経過措置及び当該研修のカリキュラムについて、以下の見直しを行います。

（1）従業者の要件に係る経過措置

現行、令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和6年3月31日までの間は同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を設けています。

今般、当該経過措置の対象者について、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととします。

（2）同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを別添3のとおり見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、別添4のとおり、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除することとします。

(3) 適用期日

(1) については、令和6年4月1日

(2) については、令和7年4月1日

2 留意事項

(1) 研修日程及び研修プログラム

同行援護従業者養成研修の研修日程及び研修プログラムについては、各研修事業者により定められていますが、引き続き、受講人数や会場の規模等、各地域の実情に即して、研修を実施するようお願いします。

また、研修受講に部分免除がある盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者による研修参加の負担軽減にできる限り配慮し、研修日程や研修費用等を設定いただくようお願いします。

なお、参考として、別添5のとおり、研修日程等の参考例をお示しします。

(2) 研修の実施

各都道府県においては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所等や、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いします。

また、多くの方々に同行援護従業者養成研修を受講していただけるよう、地域生活支援事業による経費の補助を活用するなどして、地域の実情に応じた研修の実施をお願いします。

○こども家庭庁
厚生労働省告示第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む）及び第四十四条第一項（同令第四十八条において準用する場合を含む）の規定に基づき、指定居宅介護の提供に当たるとしてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第六及び別表第七に係る改正規定は、令和七年四月一日から適用する。また、令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者又は障害児に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という）第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経歴を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたもの（令和六年三月三十一日において法第五条第四項に規定する同行援護の事業を行う事業所の従業者であつた者に限る）にあつては、令和九年三月三十一口までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護の提供に当たるとしてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等第一条第六号に規定する者に該当するものとみなす。

令和五年十月十六日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

(指定居宅介護の提供に当たる者として) 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として) 厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者として) 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として) 厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者として) 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものとする。

一・二 (略)

三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四・五 (略)

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等)に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七(二十二) (略)

改正前

(傍線部分は改正部分)

(指定居宅介護の提供に当たる者として) 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項の規定に基づき指定居宅介護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第七条において準用する同令第五条第一項の規定に基づき重度訪問介護の提供に当たる者として) 厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき同行援護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者として) 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当居宅介護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの、同令第四十八条第二項において準用する同令第四十四条第一項の規定に基づき基準該当重度訪問介護の提供に当たる者として) 厚生労働大臣が定めるもの、同項の規定に基づき基準該当同行援護の提供に当たる者として(家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの並びに同項の規定に基づき行動援護の提供に当たる者として) 家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものとする。

一・二 (略)

三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四・五 (略)

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等)に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八條第一項に規定する時に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていたものにあつては、令和六年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)

七(二十二) (略)

別表第六(第六号関係)

講義	区分	科	目	時間数	備考
視覚障害者の理解と疾病①	外出保障			(略)	
視覚障害者の理解と疾病②				〇・五	視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者」という。)にあつては、受講を免除する。
視覚障害者(児)の心理				(略)	
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス				一・五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
同行援護の制度				一	
同行援護従業者の実際と職業倫理				二・五	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。

別表第六(第六号関係)

講義	区分	科	目	時間数	備考
視覚障害者(児)福祉サービス				(略)	
同行援護の制度と従業者の業務				二	(新設)
障害・疾病の理解①				二	(新設)
障害者(児)の心理①				(略)	
情報支援と情報提供				二	(新設)
代筆・代読の基礎知識				二	
同行援護の基礎知識				二	(新設)

同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

目 的

1. 研修カリキュラム改正

- 障害福祉サービスの「同行援護」の従業者の要件の一つとして、「同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した者の証明書の交付を受けた者」がある。
- この同行援護従業者養成研修のカリキュラムについて、
 - ・ 同行援護従業者の質的向上を図るため、カリキュラム内容を充実する。
 - ・ 「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者について、カリキュラムの受講の一部を免除する。

ことを目的に、令和3年度厚生労働行政推進調査事業において、新カリキュラム作成に関する調査研究が実施された。

- この調査研究において示された新カリキュラム案により同行援護従業者養成研修が実施されるよう、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）の改正を行うものである。（カリキュラム改正については次ページ）

2. 従業者要件の経過措置

- 現在、「盲ろう者向け通訳・介助員」については、令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修の修了者とみなす経過措置を置いているが、上記の同行援護従業者養成研修の新カリキュラムへの移行も踏まえ、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する（ただし、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。）。

同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

カリキュラムの改正

現 行

一般課程

区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
	合計	20
演習	基本技能	4
	応用技能	4

応用課程

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
合計	12	

改 正 後

一般課程

区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者		
			免除	免除後時間数	
講義	外出保障	1		1	
	視覚障害の理解と疾病①	1		1	
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0	
	視覚障害者（児）の心理	1		1	
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0	
	同行援護の制度	1		1	
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0	
	講義・演習	情報提供	2		2
		代筆・代読①	1		1
		代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4	
	誘導の基本技術②	3	○	0	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0	
	交通機関の利用	4		4	
合計	28		19		

応用課程

区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6

同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

スケジュール

1. 新カリキュラムによる研修

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体スケジュール	旧カリキュラムによる研修		新カリキュラムによる研修	
国 (告示改正など)	R 5. 6月 ・障害者部会	R 5. 10月 ・告示改正	【R 7. 4月から】	
都道府県 (事業者指定など)	研修実施手続き(予定) (実施要領改正、事業者指定など)			
研修事業者 (研修実施など)			都道府県への 手続き(予定)	研修の実施

2. 経過措置(みなし規定)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「盲ろう者向け通訳・介助員」については、同行援護従業者養成研修の修了者とみなす	現行の経過措置 【R 6. 3月末まで】	経過措置の延長 ※		
		※経過措置の延長は、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。		【R 9. 3月末まで】

告示適用日

- 新カリキュラムによる研修・・・令和7年4月1日より実施
- 従業者要件の経過措置・・・・・・令和9年3月31日まで(現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。)

同行援護従業者養成研修カリキュラム新旧対照表

現 行

一般課程

科目番号	区分	科目名	時間数
①	講義	視覚障害者(児)福祉サービス	1
②	講義	同行援護の制度と従業者の業務	2
③	講義	障害・疾病の理解①	2
④	講義	障害者(児)の心理①	1
⑤	講義	情報支援と情報提供	2
⑥	講義	代筆・代読の基礎知識	2
⑦	講義	同行援護の基礎知識	2
⑧	演習	基本技能	4
⑨	演習	応用技能	4



応用課程

科目番号	区分	科目名	時間数
⑩	講義	障害・疾病の理解②	1
⑪	講義	障害者(児)の心理②	1
⑫	演習	場面別基本技能	3
⑬	演習	場面別応用技能	3
⑭	演習	交通機関の利用	4

改正後

一般課程

科目番号	区分	科目名	目的	時間数	免除時間数
①	講義	外出保障	視覚障害者(児)の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者(児)の外出保障を担うことを理解する。	1	0
③⑩	講義	視覚障害の理解と疾病① ②	視覚障害者(児)の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	1.5	0.5
④⑪	講義	視覚障害者(児)の心理	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	1	0
①	講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者(児)が利用する関係施設を理解する。	1.5	1.5
②	講義	同行援護の制度	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	1	0
②⑦	講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	2.5	2.5
⑤⑦	講義・演習	情報提供	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	2	0
⑥	講義・演習	代筆・代読① ②	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	1.5	0.5
⑧⑫	演習	誘導の基本技術① ②	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	7	3
⑨⑬	演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	5	1
⑭	演習	交通機関の利用	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	4	0

応用課程

科目番号	区分	科目名	目的	時間数	免除時間数
②	講義	サービス提供責任者の業務	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	1	0
③	講義	様々な利用者への対応	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	1	0
④	講義	個別支援計画と他機関との連携	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	1	0
②	講義	業務上のリスクマネジメント	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生する可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	1	0
⑤	講義	従業者研修の実施	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	1	0
⑦	講義	同行援護の実務上の留意点	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	1	0

※各科目の講義内容や目的等の見直しも行ったため、現行カリキュラムの科目は、改正後カリキュラムの科目に、複数跨がる科目もある

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の研修修了者の免除内容について

区分	科目名	実施内容 ※下線が免除する内容	基本 時間数	免除 時間	免除部分の主な内容
講義	視覚障害の理解と疾病 ① ②	(1) 視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(2) 視覚障害と疾病の理解」 ・視覚障害を引き起こす主な疾病等について（緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、ベーチェット病等）
		(2) 視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）			
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	(1) 障害者福祉の動向	1.5時間	1.5時間	実施内容の全部
		(2) 障害者福祉に関連する法律			
		(3) 障害者総合支援法			
		(4) 視覚障害に関する施設等			
		(5) 障害者を対象としたその他の制度			
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	(1) 同行援護従業者の業務内容	2.5時間	2.5時間	実施内容の全部
		(2) 同行援護従業者の職業倫理			
		(3) 同行援護の実際（様々な利用者への対応等）			
講義・ 演習	代筆・代読 ① ②	(1) 代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点）	1.5時間	0.5時間	実施内容のうち、「(3) 代読・代筆の具体的な内容」 ・代読・代筆におけるプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境など
		(2) 代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの）			
		(3) 代読・代筆の具体的な方法			
		(4) 演習（代読1題・代筆1題）			
演習	誘導の基本技術 ① ②	(1) 基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換）	7時間	3時間	実施内容のうち、「(1) 基本姿勢・歩く」 「(2) 狭いところの通過、ドアの通過」 ・基本姿勢・歩く・狭いところの通過
		(2) 狭いところの通過、ドアの通過			
		(3) 椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）			
演習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）① ②	(1) 共通（トイレ、食事）	5時間	1時間	実施内容のうち、「(3) 場面別」 ・場面別支援技術における（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修・余暇活動（コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦）・冠婚葬祭）
		(2) 街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段）			
		(3) 場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）			

研修日程及び研修プログラム（参考例）

1 新規受講者向け研修

（全科目実施（研修時間 28 時間）。4 日間で実施する場合）

（参考例 1）

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	時間数	
(オリエンテーション)		同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5	誘導の基本技術① ②	7	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	5	
外出保障	1	情報提供	2			交通機関の利用	4	
視覚障害の理解と疾病 ① ②	1.5	代筆・代読① ②	1.5			(修了式)		
視覚障害者(児)の心理	1							
視覚障害者(児)福祉の 制度とサービス	1.5							
同行援護の制度	1							
計	6	計	6	計	7	計	9	
							合計	28

（参考例 2）

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	時間数	
(オリエンテーション)		同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5	誘導の基本技術① ②	5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	2	
外出保障	1	情報提供	2	誘導の応用技術(場面別・街歩き)① ②	3	交通機関の利用	4	
視覚障害の理解と疾病 ① ②	1.5	代筆・代読① ②	1.5			(修了式)		
視覚障害者(児)の心理	1	誘導の基本技術① ②	2					
視覚障害者(児)福祉の 制度とサービス	1.5							
同行援護の制度	1							
計	6	計	8	計	8	計	6	
							合計	28

2 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者向け研修
 (一部科目免除(研修時間19時間)。3日で実施する場合)

(参考例1)

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数
(オリエンテーション)		誘導の基本技術①	4	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	2
外出保障	1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	2	交通機関の利用	4
視覚障害の理解と疾病①	1			(修了式)	
視覚障害者(児)の心理	1				
同行援護の制度	1				
情報提供	2				
代筆・代読①	1				
計	7	計	6	計	6
				合計	19

(参考例2)

1日目(第1週・○/○(土))	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	時間数
(オリエンテーション)		代筆・代読①	1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	4
外出保障	1	誘導の基本技術①	4	交通機関の利用	4
視覚障害の理解と疾病①	1			(修了式)	
視覚障害者(児)の心理	1				
同行援護の制度	1				
情報提供	2				
計	6	計	5	計	8
				合計	19

3 新規受講者(全科目実施)と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の研修修了者(一部科目免除)の合同による研修

(参考例1)

1日目(第1週・○/○(土))	免除の有無	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	免除の有無	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	免除の有無	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	免除の有無	時間数
(オリエンテーション)			誘導の基本技術①		4	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○	1.5	交通機関の利用		4
外出保障		1	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		4	同行援護従事者の実際と職業倫理	○	2.5	(修了式)		
視覚障害の理解と疾病①		1				誘導の基本技術②	○	3			
視覚障害の理解と疾病②	○	0.5				誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	○	1			
視覚障害者(児)の心理		1									
同行援護の制度		1									
情報提供		2									
代筆・代読①		1									
代筆・代読②	○	0.5									
計		8	計		8	計		8	計		4
うち免除時間計		1	うち免除時間計		0	うち免除時間計		8	うち免除時間計		0
										合計	28
										免除時間合計	9

(参考例2)

1日目(第1週・○/○(土))	免除の有無	時間数	2日目(第2週・○/○(土))	免除の有無	時間数	3日目(第3週・○/○(土))	免除の有無	時間数	4日目(第4週・○/○(土))	免除の有無	時間数
(オリエンテーション)			誘導の基本技術①		4	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	○	1.5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①		4
外出保障		1	誘導の基本技術②	○	3	同行援護従事者の実際と職業倫理	○	2.5	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	○	1
視覚障害の理解と疾病①		1							交通機関の利用		4
視覚障害の理解と疾病②	○	0.5							(修了式)		
視覚障害者(児)の心理		1									
同行援護の制度		1									
情報提供		2									
代筆・代読①		1									
代筆・代読②	○	0.5									
計		8	計		7	計		4	計		9
うち免除時間計		1	うち免除時間計		3	うち免除時間計		4	うち免除時間計		1
										合計	28
										免除時間合計	9